相楽広域行政組合の沿革

- ·昭和 26 年 9 月 1 日 相楽郡町村税滞納整理組合設置
- ·昭和44年9月1日 相楽郡衛生管理組合設置
- ·昭和 46 年 10 月 大谷処理場完成
- ・昭和 47 年 10 月 26 日 相楽地区広域市町村圏協議会設置 (昭和 48 年 3 月相楽郡町村会、相楽会館の建設を決定)
- ・昭和 48 年 12 月 11 日 相楽郡町村事務組合設置 (相楽郡町村事務組合は、完成後の相楽会館の管理運営事務と町村税の滞納整理事務を取扱うことを目的としたもので、先に設置した相楽郡町村税滞納整理組合は廃止)
- ・昭和50年8月 福祉センター相楽会館完成
- ・昭和 56 年 8 月 1 日 相楽郡広域事務組合設置 相楽郡衛生管理組合 相楽郡町村事務組合・を統合廃止 相楽地区広域市町村圏協議会
- ・平成 4年11月 ふるさと市町村圏に選定 規約一部変更 共同処理事務に「ふるさと市町村圏振興事業」を追加
- · 平成 9 年 6 月 大谷処理場更新工事着工
- ·平成13年3月30日 大谷処理場完成·大谷処理場周辺環境整備工事完成
- ・平成 16 年 4 月 1 日 規約一部変更 共同処理事務のうち、「町村税の滞納整理に関する事務」を廃止し、新た に「浄化槽清掃業及び当該業務に係る一般廃棄物処理業の許可に関する事 務」を追加
- ・平成 19 年 3 月 12 日 規約一部変更 構成町の木津町、加茂町、山城町が合併し、木津川市が誕生し、相楽郡の 笠置町、和東町、精華町及び南山城村とあわせ1市3町1村で構成となる。
- ・平成19年10月22日 規約一部変更 会計管理者設置
- ・平成 21 年 10 月 16 日 規約一部変更 「相楽消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務」の共同処理 する事務を追加

- ・平成22年3月1日 「相楽消費生活センター」設置・開所式
- ・平成 23 年 4 月 1 日 し尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規 約施行
- ・平成 23 年 10 月 11 日 規約一部変更 「相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業」の共同処理する事務を追加
- ・平成 24 年 6 月 1 日 「相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所」設置・開 所式
- · 令和元年 6 月 4 日 大谷処理場基幹的設備改良工事着工·施工監理
- · 令和 3 年 3 月 31 日 大谷処理場基幹的設備改良工事完成
- ・令和 4 年 10 月 19 日 規約一部変更(京都府許可) 組合名称の変更及び共同処理事務のうち、「相楽地区ふるさと市町村圏振興事業」を廃止等
- ・令和5年3月31日 相楽地区ふるさと市町村圏振興事業廃止、基金の返還
- ・令和5年4月1日 組合名及びし尿処理施設名を変更

新組合名称:相楽広域行政組合

新施設名称:そうらく衛生センター